

## 宇治市都市の低炭素化の促進に関する法律の認定等に関する要項

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この要項は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成24年政令第286号。以下「令」という。）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この要項において使用する用語は、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、景観法（平成16年法律第110号）、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）において使用する用語の例による。

### 第2章 認定等の手続

#### (認定基準)

第3条 認定基準は、法第54条第1項各号とする。

#### (技術的審査の実施機関)

第4条 法第53条第1項の規定による認定の申請（以下「認定申請」という。）又は法第55条第1項の規定による認定の申請（以下「変更認定申請」という。）をしようとする者（以下「認定申請者」という。）は、当該申請を行う前に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める機関（以下「審査機関」という。）において、認定基準に適合していることについて、技術的審査を受けることができる。

(1) 住宅のみの用途に供する建築物又は複合建築物における住戸が認定対象の場合 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）

(2) 前号以外の建築物が認定対象の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関

#### (認定申請等)

第5条 認定申請は、省令第41条第1項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ次の各号に掲げる図書を添えて行うものとする。

(1) 代理者によって認定申請を行う場合にあつては、当該代理者に委任することを証する書面（以下「委任状」という。）

(2) 省令第41条第1項に規定する添付図書

2 変更認定申請は、省令第45条に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ次の各号

に掲げる図書を添えて行うものとする。

- (1) 代理者によって変更認定申請を行う場合にあつては、委任状
- (2) 省令第 41 条第 1 項に規定する添付図書のうち、当該変更に係るもの  
(市長が必要と認める図書等)

第 6 条 省令第 41 条第 1 項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる図書とする。

- (1) 審査機関の技術的審査を受けた場合にあつては、当該審査機関が交付する適合証の写し及び適合証を交付された際の添付図書（審査機関による審査を終えた旨が確認できるものに限る。）
- (2) 法第 3 条第 2 項第四号に基づく平成 24 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 118 号第 4. (2) ③に規定する都市の緑地の保全への配慮に関する基準に応じて、それに適合することを確認するために必要な図書

(建築確認申請の特例の申出)

第 7 条 法第 54 条第 2 項（法第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による申出を受けた場合は、第 5 条の申請に併せて、建築基準法第 6 条第 1 項に規定する確認申請書（以下「確認申請書」という。）の正本及び副本 2 部（同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する構造計算適合性判定の対象となる建築物である場合（同条第 7 項に規定する適合判定通知書又はその写しを提出する場合を除く。）は、副本 3 部）を市長に提出することにより行うものとする。

(計画の通知)

第 8 条 市長は、法第 54 条第 2 項（法第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による申出を受けた場合は、低炭素建築物新築等計画通知書（別記様式第 1 号）に低炭素建築物新築等計画を添えて建築主事に通知するものとする。

(認定申請の取下げ)

第 9 条 認定申請者は、当該申請を取り下げようとする場合は、低炭素建築物新築等計画の認定申請取下げ届（別記様式第 2 号）及び委任状（代理者によって取下げ届を提出する場合に限る。）を市長に提出するものとする。

2 前項の場合において、認定申請書の正本及びその添付図書は返却しないものとする。

(認定しない旨の通知)

第 10 条 市長は、認定申請又は変更認定申請の内容が認定基準に適合しないと認める場合は、低炭素建築物新築等計画を認定しない旨の通知書（別記様式第 3 号）により、認定申請者に通知するものとする。

(認定低炭素建築物の新築等の取りやめ)

第 11 条 認定建築主は、低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素化のための建築物の新築等を取りやめようとする場合は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の取りやめ届（別記様式第 4 号）に、次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出するも

のとする。

- (1) 代理者によって取りやめ届を提出する場合にあっては、委任状
- (2) 省令別記様式第 6 (省令第 43 条第 2 項に規定する通知書をいう。計画変更認定を受けた者にあっては、省令別記様式第 8 (省令第 46 条において準用する省令第 43 条第 2 項に規定する通知書をいう。))
- (3) 申請書の副本

### 第 3 章 その他

(報告の徴収)

第 12 条 認定建築主は、法第 56 条の規定に基づき、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の工事が完了した場合は、工事完了報告書 (別記様式第 5 号) に、建築基準法第 7 条第 5 項、同法第 7 条の 2 第 5 項、同法第 18 条第 22 項又は同条第 26 項の規定による検査済証の写しを添えて、市長に報告しなければならない。

2 認定建築主は、法第 56 条の規定に基づき、前項以外の報告を求められた場合は、低炭素建築物の新築等の状況報告書 (別記様式第 6 号) に、報告内容を説明するための図書を添えて市長に報告しなければならない。

(認定の取消し)

第 13 条 市長は、法第 58 条の規定により、法第 54 条第 1 項 (法第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。) に規定する認定を取り消す場合は、認定低炭素建築物新築等計画の認定取消通知書 (別記様式第 7 号) により認定建築主に通知するものとする。

2 市長は、第 11 条の規定により、取りやめ届の提出があった場合は、法第 54 条第 1 項 (法第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。) に規定する認定を取り消すこととし、前項に規定する認定取消通知書により認定建築主に通知するものとする。

(軽微な変更)

第 14 条 認定建築主は、省令第 44 条に規定する軽微な変更をしようとする場合は、軽微な変更届 (別記様式第 8 号) に、変更内容を説明するための図書を添えて市長に提出するものとする。

(軽微な変更に関する証明書の交付等)

第 15 条 省令第 46 条の 2 に規定する、低炭素建築物新築等計画の変更が省令第 44 条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を求めようとする者 (以下「証明申請者」という。) は、低炭素建築物新築等計画軽微変更該当証明申請書 (別記様式第 9 号) の正本及び副本に、それぞれ次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 代理者によって申請を行う場合にあっては、委任状
- (2) 省令第 41 条第 1 項に規定する添付図書のうち、当該変更に係るもの

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、当該計画の変更が省令第 44 条の軽微な変更該当していると認めるときは、低炭素建築物新築等計画軽微変更

該当証明書（別記様式第 10 号）を証明申請者に交付するものとする。

- 3 市長は、第 1 項の規定による申請書の提出があった場合において、前項の証明書の交付をしないときは、軽微な変更該当していることを証明しない旨の通知書（別記様式第 11 号）により証明申請者に通知するものとする。
- 4 証明申請者は、第 1 項の規定による申請を取り下げようとする場合は、低炭素建築物新築等計画軽微変更該当証明申請取下げ届（別記様式第 12 号）及び委任状（代理者によって取下げ届を提出する場合に限る。）を市長に提出するものとする。

附 則

この要項は、平成 25 年 2 月 13 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。